

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成二十六年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
おおつかクリニク	(変更前) 生駒市西松ヶ丘一―四三 ナビル三和ビル二階 (変更後) 生駒市北新町一〇―三六―四〇四	平成二十六年四月十八日
(変更前) 牧之段内科 (変更後) 医療法人牧之段内科	生駒市谷田町八五〇―四 谷田ビル二階	平成二十六年六月一日